

美浜発電所3号機の安全性向上評価届出書（第3回）の提出

2025年12月11日
関西電力株式会社

当社は本日、原子炉等規制法に基づき、美浜発電所3号機の安全性向上評価※の届出書を、原子力規制委員会へ提出しました。

本評価は、規制基準の枠組みにとどまることなく、プラントのリスクを見つけ、それを低減していくことで、原子炉施設の安全性・信頼性を自主的かつ継続的に向上させることを目的としています。今回は定期事業者検査終了時点の原子炉施設および前回策定した安全性向上計画に基づく改善活動を含む保安活動の実施状況について評価しました。また、本評価を踏まえて、さらなる安全性向上対策の抽出および今後の計画を作成しています。

当社は、原子力の安全確保に終わりではなく、安全性をたゆまず向上させていくとの強い意思と覚悟のもと、安全最優先で運転・保全に万全を期してまいります。

※2013年12月に施行された原子炉等規制法の改正により、新規制基準適合性審査を経て運転を再開したプラントを対象に導入された制度であり、定期事業者検査終了後1年以内に評価を実施し、当該評価が終了した日から30日以内に原子力規制委員会に届出するとともに、公表することとされている。今回は2025年6月18日に第28回定期事業者検査が終了したことから、本評価を実施。

以上

添付資料：美浜発電所3号機の安全性向上評価届出書（第3回）の概要

本件の詳細な内容はこれら ⇒ [リンク](#)



美浜発電所 3号機 安全性向上評価届出書（第3回）の概要

2025年12月11日
関西電力株式会社

1. 安全性向上評価について
2. 安全性向上評価届出書の概要
3. 今回届出した安全性向上評価届出書の主な内容

1. 安全性向上評価について

- 安全性向上評価は、2013年の原子炉等規制法改正で導入された制度です。
- 当社は、この制度を活用して、規制基準の枠組みにとどまることなく、プラントのリスクを見つけ、それを低減していくことで、原子炉施設の安全性・信頼性を自主的かつ継続的に向上させています。
- 今回、届出した美浜発電所3号機の安全性向上評価では、2024年2月15日（前回届出の調査期間の終了日翌日）から第28回定検が終了した2025年6月18日までを調査期間として評価を行い、自主的に安全性を向上させる追加措置を抽出しています。
- 当社は、原子力の安全確保に終わりではなく、安全性をたゆまず向上させていくとの強い意思と覚悟のもと、安全最優先で運転・保全に万全を期してまいります。

2. 安全性向上評価届出書の概要

安全性向上評価の流れ

[1章] 安全規制によって法令への適合性が確認された範囲

- ・発電用原子炉施設概要等

[2章] 安全性の向上のため自主的に講じた措置

- ・保安活動の実施状況及び最新知見等の調査

[3章] 安全性の向上のため自主的に講じた措置の調査及び分析

- ・確率論的リスク評価（PRA）（原則5年毎）
- ・安全裕度評価（ストレステスト）（原則5年毎）
- ・安全性向上に係る活動の実施状況に関する中長期的な評価（原則10年毎）※
等

安全性向上対策の抽出（安全性向上に資する追加措置）

[4章] 総合的な評定

- ・第2章及び第3章を踏まえた評定の結果
- ・第2章及び第3章で抽出した追加措置に対する安全性向上計画の策定

安全性向上評価の評価サイクル

- 各定期事業者検査終了後1年以内に評価を実施し、当該評価が終了した日から30日以内に原子力規制委員会に届出するとともに、公表している。
- 美浜発電所3号機は、2025年6月18日に第28回定検を終了したことから、本評価を実施。



※本格的な評価については新規制基準適合後におけるプラント環境の変化の把握及び評価に必要なデータを蓄積し、第4回届出時を目途に実施する予定。

3. 今回届出した安全性向上評価届出書の主な内容

第3回届出の主な内容

【1章】安全規制によって法令への適合性が確認された範囲

- ・発電用原子炉施設の概要（設置の経緯、運転実績等）を記載
- ・評価時点における発電用原子炉設置変更許可申請書や保安規定等の内容を添付

【2章】安全性の向上のため自主的に講じた措置

- ・保安活動の実施状況や、国内外の最新の科学的知見及び技術的知見の反映状況を確認した結果、さらなる安全性向上対策を2件抽出
- ・シビアアクシデント時の現場対応能力の向上を目的とした「シビアアクシデント対応の高度化」（対応の迅速化、確実性の向上、不安要素の低減）について、改善が見込まれる手順および設備の抽出を進めており、今後は実現性の検討を進めていく予定

【3章】安全性の向上のため自主的に講じた措置の調査及び分析

- ・決定論的安全評価やP R Aの評価内容については、前回届出の評価時点以降、評価結果が変わらるような大規模な工事等を行っていないため、改めて調査、分析又は評定をする必要がなく、第3回届出において改訂を実施していない※
- ・安全裕度評価を踏まえ、得られた知見の教育・訓練への活用を、安全性向上対策として抽出

【4章】総合的な評定

- ・保安活動の実施状況調査等の評価結果を踏まえた総合評価を実施
- ・第2章及び第3章の評価結果から抽出したさらなる安全性向上対策計3件の安全性向上計画策定及び前回届出までに策定した主な安全性向上計画の実施状況を記載

※ 実用発電原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイド抜粋

直近の安全性向上評価の結果等からの大きな変更がないなど、改めて調査、分析又は評定をする必要がない場合には改訂しなくてもよいこととし、必要がないと判断した理由について明らかにする。ただし、原則として5年ごとに改訂することに加え、大規模な工事を行うなど、確率論的风险評価又は安全裕度評価の結果が変わることが見込まれる場合においても、（略）工事等の内容に応じた改訂を行う。

3. 今回届出した安全性向上評価届出書の主な内容

第3回届出において新たに抽出したさらなる安全性向上対策

No.	追加措置	実施時期(予定)	評価分野
1	<p><u>タービン動補助給水ポンプ取替</u> 既設のタービン動補助給水ポンプは海外製であり、今後、製造中止もしくは撤退による調達リスクがあることから、国産機への取替えを行い、今後の部品調達等に万全を期す。</p>	2027年度	第2章の評価で抽出
2	<p><u>安全注入系統補助注入ライン隔離弁追設</u> 弁シートリーク型熱成層に起因する高サイクル熱疲労を予防する観点から、安全注入系統補助注入ラインに弁を追設する。</p>	2027年度	第2章の評価で抽出
3	<p><u>緊急時対策本部要員等を対象とした教育・訓練への活用</u> 安全裕度評価を通じて得られた知見（例：津波遡上の影響範囲等）を教育、訓練に活用する。</p>	2026年度	第3章の評価で抽出